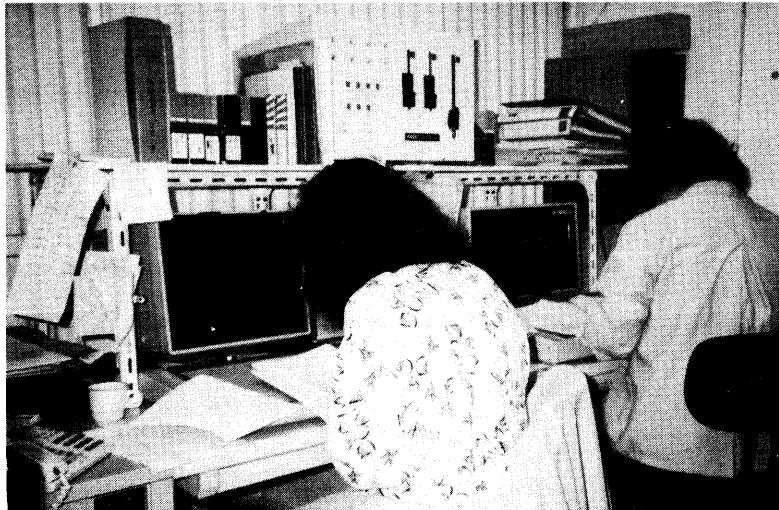


関西労災職業病 7月号 (通巻第176号)

関西労働者安全センター 1989.7.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪6-315742 100円



◆目次◆

●機械監視員の心筋梗塞死に業務上決定	2
●職場健診の大幅変更	4
●労基法第8章削除・労災法全面改悪阻止闘争	5
●前線から(ニュース)	7
●労災上積み補償を考える①	12
●夏期カンパのお願い	14
●がんばっています② 大阪市学校給食調理員労働組合	15

大阪港穀物専用埠頭の荷役作業

機械監視作業員の心筋梗塞死に業務上決定



昨年十二月二一日に、大阪港の穀物荷上げ専用埠頭で、機械監視技術員が急性心筋梗塞を発症し死亡した件について、所轄の大坂西労働基準監督署は業務上と決定し、七月末に遺族に対し遺族補償年金等の給付を行った。

亡くなったのは柄谷幸保さん（39才）で、穀物専用埠頭である大阪港サイロ岸壁で小麦、大麦などの陸揚げ、貯蔵、搬出の業務を行っている

大阪埠頭倉庫で、船舶に積載されている穀物を吸い上げる機械の監視作業を行っていた。穀物の陸揚げは、人力のみに頼っていた昔の港湾荷役作業と違い、船倉内にバラでつんである穀物を、吸い上げ機（アンローダ）という巨大な掃除機のようなも

ので吸い上げ、サイロに貯蔵するようになっている。したがって、大阪埠頭の現場作業は、この機械の操作と監視、および船倉内で吸い上げがうまくいくようにブルドーザーやスコップなどでかき集める作業を行う作業ということになる。

ところで、船の接岸、出航の際に必要な作業の一つに「綱とり」と「綱放ち」がある。船を岸壁に固定するために船につながっている綱を岸されている船舶に積載されている北海道産の小麦一〇〇〇トンを、前に引き続いて陸揚げすることであつた。柄谷さんはいつもの通り運転監視室におり、午前十一時頃には作業が終了した。運転していた一号

機の格納操作を行い、船倉内にいた作業員も全員引き上げた。ところが、そのとき海上から大阪市港湾局の作業船が、午後に予定されている約二万トンの大型船がまもなく接岸するので、現在接岸している船はただちに出航するようになると、マイクで催促するのが聞こえた。

直前の取扱い事態

さて、当日の午前中の作業は、接岸されている船舶に積載されている北海道産の小麦一〇〇〇トンを、

ビットに引っ掛けなければならない。出航の際にはそれをはずす。この作業は、大阪埠頭の場合、これまで外航船については港湾の運営上大阪市港湾局の仕事となっていたが、国

内船の場合、通常大阪埠頭の作業員が行っていた。しかし、この取決め

は十二月になって変更され、国内船

院に運んだが、翌二二日手当てのかいなく亡くなつた。

今回の補償給付決定に到つたのである。

の一部についても港湾局が行うことによつて、作業の終了した船がそれに該当するもので、これまで言わば出航するまで作業員が見守るような形になつていたのが、作業終了と同時に引き上げることになつたのである。

ところがその当日、時間が予定より早かっただため、作業をするはずの港湾局職員が到着しておらず、綱をはずすには自分が一番近い位置にいることが分かった柄谷さんは、もう次の大型船が目前に迫っているのを見つけて、急いでビットのある位置まで約八〇メートルを走った。ビットのある位置までたどりついたところで苦しくなり、「近くにいた隣の倉庫会社にきていた作業員に『綱を外してほしい』と言ってその場に倒れたのである。直ちに救急車を手配し、病

職場全体の

取組になつた

労災補償請求

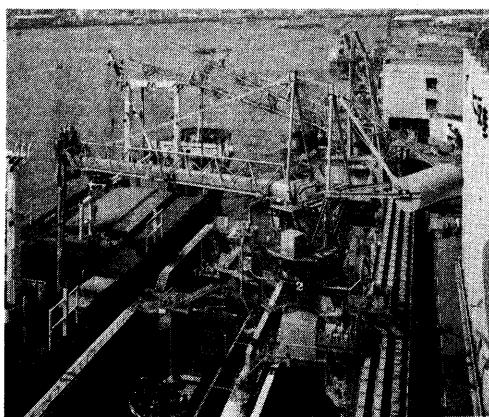
柄谷さんは、全倉運大阪埠頭倉庫

労組の組合員であったが、同

一の職場で働く、全港湾大阪

出来事が比較的はつきりしていたものではあったが、同一職場の二労組が一丸となって調査などの取り組みを進めたことが業務上認定の一因となつたと言える。

支部大阪埠頭分会が「労災として取り組むべき」と全労働者に提起し、以降全港湾と全倉運共同の取り組みとして関西労働者安全センターも協力し、今年始めから業務上認定に向けての取り組みを開始した。当時の目撃者などの話を度々突き合わせていく中で、前述のような経過を明らかにし、西労基署に対する労災補償請求を行い、三月には両労働組合共同の意見書を提出し、



十月より職場健診が大幅変更

高齢化・成人病対策がもりこまれる

今年の十月から健康診断の内容が大きく変更になる。詳しい内容については本誌先月号で報告したのでそちらを参照していただきたい。今回はこれに関する注意点について。

増える健診項目

今次改訂では、定期健診項目および特殊健診（有機溶剤、鉛）項目の整理・充実、海外派遣労働者健診の新設が骨子となっている。具体的な内容ではまず、定期健診に高齢化・成人病対策がもりこまれた。これは、さきの労働安全衛生法改訂で「会社は「健康の保持増進」措置をとり、労働者はこれの利用に努めること」という項目が盛り込まれた流れの一環で、健診項目の充実もそのためにはじまります。

より、きめ細かな情報を健診から得ようというものだ。

大切な労働者サイドの取り組み

これまで健診の充実に取り組んできた職場も多く、その意味では前進といえる。しかし、健診も含めて会社主導、労働者不在の「健康保持増進路線」が進むと、健診が労務管理の道具化して、労働者の権利を阻害することになりかねない要素をもつてている。したがって、職場の状況に応じながら、労働者サイドの取り組みを強めることが必要。たとえば、

一人一人が健診結果をきちんと役立てられるようするのはもちろん、安

事後対策について対象者の不利益が生じないようにしたい。

また、これを契機に、健診機関についても労働組合推薦の医療機関での健診を要求していくことも大切だろう。

特殊健診（雇入時、配置換え時、六ヶ月に一回）については、これまでの二次健診を廃止して、項目の整理・充実が行われた（ただし「尿中の有機溶剤代謝物の検査」は医師の判断で年一回でいいとされている）。

これも、従来からは前進といえる。ところで、職場によっては、健診での問診、医師の診察が非常に雑で短時間あるいは、ないといったところがある。この際、健診項目と同様にあわせて是非改善する必要がある。

お知らせ

八月二二日に労働安全衛生法改訂に関する学習会が開催されます。くわしくは六ページ。

労基法改悪の草創除・労災法全面改悪阻止闘争

労基研「中間報告」葬り去り 労災補償制度の充実を

労基研が地域センター等と話し合い

前号でお知らせしたように、労基法・労災保険法改悪を内容とした労基研「中間報告」をもとに検討を重ねてきた労災保険基本問題懇談会が、六月十六日をもって一旦休会となり、公益委員の問題点整理・調整に移り、その際、公益委員が労基研の協力を要請し、さらに労基研はこの間改悪阻止の闘いを繰り広げてきた被災者団体、地域センターなどとの話し合いの場を設定することになった。この労基研との話し合いについては、七月二九日ということに決定し、各地の地域センター、労働者住民医療機関連絡会議、被災者団体、関係労

組などの代表、四五人と、一日朝から夕方まで三回にわけて行うということになった。

労働基準法研究会はあくまで労働

大臣の私的諮問機関であり、労災保険法の改訂については労災保険審議会が労働大臣に具体的に建議するという形をとるが、今回の場合は、私的諮問機関の「中間報告」がかなり具体的な内容をもって公表され、それをベースに労災保険法を改訂する」と、審議会の建議さえ待たずに、明らかにされた。この内容が極めて根本的な改悪の実施であったため、もちろん労災保険基本法での労使双方

の意見は、折り合う余地さえなかつたのである。その一方で、具体的に「中間報告」を作成した労基研のメンバーに対しても、各地で独自の直接申し入れと討論会が開催され、各委員が「中間報告」の問題点を認めに到つたのである。

こうした状況のなかで、労基研との話し合いが実現したのは、明らかに反対運動の盛り上がりの成果であると言つてよいだろう。今後は、これまでに保原、西村、下井の各氏が個別の討論会で認めている「休業補償一年半一律打ち切りは問題」というような点について、「中間報告」が実際の調査に基づかない杜撰なものであることを認めさせ、撤回させる必要がある。「中間報告」を白紙

に戻し、あるべき労災補償制度案の

ある。

検討こそが労災保険審議会の今後の
テーマとすることこそが妥当と言え
よう。ともあれ、まだ「中間報告」

の息の根はとまったわけではなく、
労働省はあくまで、そこに示された

線にそつての改悪を目指しているこ
とには変わりはない。完全に葬り去
るまでさらに運動を強化する必要が

前号でもふれたが、十月に労災補
償制度改悪阻止のための一〇〇〇人
規模の集会が行われることになった。
主催は、総評弁護団がよびかける実
行委員会で、日は十月十六日の月曜

10・16労災補償制度改悪阻止集会へ 集合しよう！

前号でもふれたが、十月に労災補
償制度改悪阻止のための一〇〇〇人
とになっている。この集会を集約点
として全国的な運動の盛り上げを
図っていきたいと考えている。

8月22日 労働安全衛生法改訂に関する学習会

- ◆ 定期健診、有機溶剤、鉛業務特殊健診が大幅変更
十月一月から施行。海外派遣労働者健診も。
- ◆ その他 「健康増進」「健康度測定」の導入や
産業医などの専門家の安全衛生委員会への参加など

講師 木村隆哉氏（大阪労働基準局労働衛生課課長補佐）

とき 八月二二日午後六時より

ところ 大阪市港区民センター（環状線・地下鉄「弁天町」駅下車）

主催 総評南大阪地区評議会

前線から

卷之三

南

業務上認定
に
解任追及

责任追及人

「アルバイトは働けなくなつたから辞めでもらうのが社会通念だ」と逆に解雇を迫り、仲川さんの

ても、会社側は現認も行わ
ず、徹底して仲川さんに敵
対的な態度をとってきた。
今後は労災認定の上に立つ
て、会社の不当解雇の責任
を追及することが課題であ
る。

再三にわたる抗議にもかかわらず嫌がらせを繰り返し八七年三月に解雇を強行し

却決定が通知されてきた。

倉賀氏は、基礎疾患に高血圧症をもちながら、ほとんどの場合

下りた。三〇キロ近い合戦
皮革のロールを肩に担ぐ仕
事は問題なかつたものの、

申請が遅れたことがネックになっていたが、ユニオンによって念願の認定を勝ち取ることができた。

倉賀勝己氏は、京都の宇治川生コンに生コンクリートの試験係として勤務し、十二月繁忙期の現場作業中に脳内出血を発症し、京都

南労基署に対し労災申請、八七年八月に、業務外決定を受け、京都労災審査官に審査請求をおこなっていたところ、七月十四日付で棄

あると考えられ、主治医もこの点について業務上であるとの意見書を提出し、また、会社関係者の証言でも業務が過重であったことが

京 都

審査課が無むはト判だ

実態無視の

卷之三

去決定が通知されてきた

認められており、今回の決定は極めて不当なもの。

決定では、業務過重性に

ついて「相当のウエイトが

本人にかかっていたものと

推認される」と認めている

にもかかわらず、そうした

過重な労働が「ずっとつづ

いていた」ことを棄却理由

にしており、しかも、残業

時間の数値のみで判断して

おり実態を考慮しない機械

的判断となっている。さら

に、業務上必要な技士資格

の試験勉強を深夜おこなっ

ていたことが、「業務とは

関係ない」としている。

こうした不当な棄却決定

に對して再審査請求でたた

かうと本人・家族とも決意

しており、センターも今後

とも協力していくことにし

てている。

全通日遅支部一五七号文

大阪で現場実態調査を実施

大阪で現場実態調査を実施

全通日遅支部三宅氏心筋

梗塞死労災に関連して、七

月一〇日、職場でありまた

倒れた現場でもある大阪小

包集中局において現場実態

調査が行われた。

調査は、松浦診療所足達

七郎医師を中心に、支部、

安全センターが協力して行

われた。故三宅氏が従事し

ていた業務は、郵便輸送車

の運行管理を行う主任業務

中心に行われた。

今後、調査報告書がまと

められ、所轄の天満労基署

に提出される予定。

で、泊勤務を含む二三時間勤務だったので、この日の調査は、仕事と労災発症との関連性を具体的な実態の中から明らかにすることを目的としておこなわれたもので、タイムスタディーを中心に行われた。

大阪

会社に労災補償要求



自動車運転手として、㈱K運送で働いていたTさん

は、今年三月二七日車の荷台から転落、腰部打撲の勞

災にあった。会社が忙しいといふことで本来なら休業すべきところを無理して出社を続けていたが、五月になつて傷口が化膿、我慢できずに同月十九日から会社を休むようになった。それに対し会社は、労災の休業補償の手続きを取らないど

ころか「そんな状態では会社についていけないな」などと再三退職を強要し、結果Tさんは会社に屈する形で被災に対する何の補償も受けずに五月末で退職した。Tさんは六月にユニオンひごろに加入、センターも

協力してこれまで二回会社側の弁護士と交渉を重ねてきました。退職にいたる経緯もあり、休業補償手続きすらサボタージュした会社に対し、被災の正当な補償を要求していくこととなる。

兵田計器支部（温度計器
製造）では、製品の性格上
職場環境としては余り問題
になるところは見当らない
かったが、若干旋盤の制動
部分に問題があるのでと
の指摘がなされた。

また、十月から職場健診
が大幅に変更されることに

社にはまだ行政・健診機関
から連絡はきていないとの
ことで、早急に対処すると
のことだった。

毎年なにかの改善点
や問題点が確認されており、
こうした取り組みが可能な
ところはどんどんやるべき
だろう。

東大阪

全金の

改善における効果

全金東大阪地協枚岡プロ

ク安全パトロールを、伊藤
工機支部（ガス器具製造）
及び兵田計器支部において
行つた。

伊藤工機支部においては

南大阪

ケイワン労災申請へ

安帽の着用が全員行われて
いるなど改善が見られたが、

工機支部（ガス器具製造）

行つた。

る点について対策が要請され、会社も改善を約束した。

印刷会社のタイピストの
頸肩腕障害について労災補
償請求の準備を進めている

Kさんは、和文タイプス

トとして働いていたが、五

年ほど前から会社に導入さ

普とほとんど同じもの。上

式で、文字配列は和文タイ

美濃名鑑更に加筆一
たツープロはペシタツチ方

アーヴィング・オペラードリッジ

Kさんは、和文タイプス

トとして働いていたが、五

年ほど前から会社に導入さ

Kさんは、和文タイプス

トとして働いていたが、五

年ほど前から会社に導入さ

肢を宙に浮かせて保持し、

文字を選びペンでタッチす

る方式だが、印刷会社の業

務量は、仕事の入り具合に

よってムラが多く、多い時

には残業続きになっていた。

そういう時期にこれまでK

さんは、たびたび頸肩腕部に痛みを感じ、針灸治療を受けるということがあった

が、今年の春の繁忙期には耐えられなくなり、休業、治療をするに到った。

現在同印刷会社では、本人の労災補償の請求準備と同時に、作業環境の改善に取り組むことにしている。

職場にがんばる「イヤーン被災者

奈良・通院・費の会社支給を!!

【ニオンひじ】

公団住宅の保守管理を行う団地サービス社でオフコ

ン入力作業を続け、頸肩腕

障害に被災したNさんは、

現在療養を続けながら、職

場復帰へ向け、部分就労を

続けている。しかし、療養

開始後一年を経て針灸治療

の労災給付が打ち切られ、

週に三回の通院の交通費と

あわせ療養のための個人負担が大きくなっている。

Nさんの加入する東地域

合同労組では、この通院のための交通費、針灸治療費

について、会社側が支給す

べきものとして、要求を出した。

また、現在勤務する奈良

支店では、Nさんが療養中で週三回午前中の勤務だけ

であることに對して、「週

に一日まる」と出でくる日

由に難色をしめしているが、同労働組合としては、被災労働者の正当な権利として支給を要求していくことにしている。

ができないか」とか労災療養に全く無理解なままの上司の存在など問題のある対応が目立っている。

通院費、針灸治療費の問題について、会社側は上積み補償協定がないことを理

退職に伴う 労災上積み補償が終結

けいけんわんの銀行員

泉州

泉州に支店を持つK銀行 当していたところ八四年四月に人員配置の変更・人員

減を契機として、頸肩腕障害を発症し、同年五月末より休業に追込まれた。当初、

産業医の指示で受診した大

病院で労災でないとされ窮地に陥っていたが、玉川診療所、安全センターの協力

で労災認定を受けた。その

後、八七年四月に段階的リハビリ就労を開始し今日に至っていたが、今回症状が全面的に軽快しないことや生活上の理由などから退職することになった。退職に際して、地域の泉州ユニオンとともに銀行側に対し、労災上積み補償交渉を行った。銀行側は「過失はない」としていたが数度の交渉の中で退職金の上積みを行うことで妥結するに至った。残念ながら全面復帰には至らなかつたとはいえ、事実

上会社に労災責任を確認させることができたといえる

だろう。

大阪中央

労災申請に向け 組合が調査に着手

申請自体は、もう少し先になるが、一つの組合の取り組みとして、センターも協力していきたい。

◇事務局より◇

医療機器輸入会社アムコのアムコ労組組合員Sさんが頸肩腕障害の労災申請を行なうこととなつた。

仕事内容は、伝票六枚複写を中心にお詫び書や納品書作成、製品の運搬、ダイレクトメールの宛名書きなどを頸肩腕障害を発症するにいたた。職場は、Sさんだけではなく、他の職員も針治療を受けるなどしており、潜在的に頸肩腕障害を訴える労働者も多い。

Sさんは、四年ほど前に頸肩障害の症状が出たため人員増を会社に行わせたが、今年二月頃から四月まで繁

忙期が続き、特に消費税の導入によって計算が以前よりも煩雑になるなど要因が重なつたために、Sさんは、四年ほど前に頸肩障害を発症するにいたた。職場は、Sさんだけではなく、他の職員も針治療を受けるなどしており、潜在的に頸肩腕障害を訴える労働者も多い。

組合は、以前にも頸肩腕障害の労災認定に取り組んだ「実績」もあり、組合挙げて申請に向けた業務量等

労災上積み補償を 考へる

①

労使の間で法定の労災補償に上積みの給付（労災付加給付）を規定する、いわゆる「労災上積み補償協定」を締結する事例は、今日では全事業所のうちでもかなりの割合を占めている。一九七八年の労働省の調査では、労働者数三〇、九九人の規模の中の事業所でも半数が上積み補償に関する何らかの企業内の制度を持つている。（下表参照）

上積み補償は

不十分な労災保険の填補

こうした上積み補償の制度が広がりを見せてているのは、まずなによりも法定の、つまり労災保険法による労災補償制度がその補償の範囲と水

準の点で限界をもっており、被災労働者やその遺族の生活保障について不十分な機能しか持っていないことに原因していると言つてよいだろ

う。もちろん現行の労災補償制度は、一級から七級までの障害補償給付、遺族補償給付において年金制度が導入されるなど、一九七〇年代ぐらいまでは補償内容は徐々に改善されてきた。しかし、たとえば休業補償給付の一日の額は、最低基準を定めた労働基準法との災害補償との関連から、給付基礎日額（平均賃金）の六〇%（休業特別支給金として二〇%）であることなど決して充分な補償の範囲には到っていない。それどころか、休業補償給付の三日間の待

機期間など労働基準法の災害補償規

1978年（昭和53年）

%

企 業 規 模	労災付加給付有の企業	労働者数の割合	労 災 給 付 の 種 類						
			制度有の企業	遺 補	族 償	葬 祭 料	障 害 償	休 業 償	傷 病 償
規 模 計	56.8	77.9	100	76.9	29.5	69.4	58.1	10.0	
5,000人以上	99.2	99.5	100	98.8	59.7	94.6	93.4	32.3	
1,000 ~ 4,999人	90.3	91.3	100	93.8	48.7	89.4	82.2	23.8	
300 ~ 999人	80.8	81.9	100	88.6	35.7	80.1	75.2	12.9	
100 ~ 299人	62.7	64.4	100	81.0	39.2	70.2	60.1	8.9	
30 ~ 99人	51.6	53.4	100	72.5	29.7	66.5	53.5	9.3	

資料出所：労働省「労働者福祉施設制度等調査」（昭和47年、50年及び53年）

定さえ下回っているところもある。

こうした現行の法定労災補償制度による給付水準の低さは、たとえば自動車事故の際の死亡者への保険金額などと対比されることにより、誰の目にも「労働者の命の値段」の低さとして認識されることになる。そのため、ほとんど重大災害の場合に限定されながらも、法定補償とは別に、被災労働者の側が民事損害賠償の裁判を提起することが多くなっている。そして、数々の労災民事裁判判決によって、使用者側に高度の安全配慮義務が課せられるに到り、損害賠償額も高額化しているのが現状である。

ただ、そうは言つても民事賠償請求の裁判、いわゆる労災民事裁判が提起されるのは、年間でも三〇〇件程度にすぎず、労災被災者の数に対してごくごく一部である。これは、自動車事故などの場合、相手方が日常生活に何の関わり合いもない人物

であるのに対し、労災の場合の相手方は、これからも職場でお付き合いしなければならない、あるいは「生前お世話をなった」経営者であったりするということに大いに関連しているといってよいだろう。

問題は低すぎる

労働者の“命の値段”

- (1) 目的、趣旨
- (2) 適用範囲
- (3) 補償の種類
- (4) 支給制限など
- (5) 異議ある場合の手続き

こうした背景の中で、「労働者の命の値段の低さ」を克服する取り組みとして、労働組合運動として労災上積み補償を要求する運動が展開されてきている。その結果、冒頭に述べたように協定が締結されてきているが、その内容は千差万別である。法定補償に毛が生えた程度で、民事上の責任は追及しないと文章化したものから、上積み補償でも年金制度を取り入れたものまで様々である。

この連載では、上積み補償協定を締結するにあたっての注意するべき点、

現在すでに締結している協定を見直す場合の点検内容、協定の法的な諸問題について解説していきたいと思う。連載項目は以下の通り。

- (1) 上積み補償協定の条文検討

連載の中では、協定条文の事例などをできるかぎり豊富に紹介し、実際の職場での取り組みに役立つようになしたい。なお、読者の皆さんからの意見を特に期待したいと思う。

連載の中では、上積み補償協定を締結するにあたっての注意するべき点、

一九八九年夏期カンペへの御協力のお願い

各位におかれましては、様々な活動に日夜奮闘のことと存じます。また、つね日頃の当関西労働者安全センターに対するご指導ご支援に対しまして心よりお礼申上げます。

さて、労働者のいのちと健康をめぐる情勢は年々とにかく厳しさを増してきています。なかでも、昨年8月、労働省は労災補償法制を全面的に改悪するべく、惡名高い労働基準法研究会の御用学者に大改悪案を提出させ、一九九〇年改悪を狙っています。当安全センターは、これに絶対反対の立場から、各労働組合、被災者団体、地域安全センター等とともに、労働省・基準局交渉、労基研全セントー等をおこなってきています。今回の問題は今後の労災職業病をめぐる情勢を決定する大きなターニングポイントになると位置づけ全力で取り組んでまいる決意です。皆さんとともに今後も闘いを強化し、断固として改悪阻止をかちとらなければならぬと考えておりますので、

なことぞよろしくお願ひ申し上げます。

このような労働行政の反動化が一層進む一方で、労働現場においても従来からの問題に加えて、OA・ME合理化に伴う労働衛生問題や、アスベスト対策、指曲がり症の問題など当センターの活動にも新しい展開が要請されています。その中で、当安全センターのすすめる「労働者のいのちと健康を守る闘い」の重要性は、一層大きくなってきており、今後さらに多くの仲間と手をつなぎ、様々な分野の人々と交流、協力をすすめながら運動の前進を図っていかなければならないと考えています。

しかしながら、そうした運動の財政的基盤はといえば、いまだ不安定な状態を脱するに至っておらず、皆様の資金援助を仰がねばならないのが実情です。つきましては誠に恐縮ではありますが、趣旨ご理解の上、なことぞ夏期カンペへのご協力を願い申し上げます。

職場のメンタル・ヘルス

朝日俊弘著 定価五百円 送料二百円 (冊数に関わらず)

「カタログ」「自治体労働と安全衛生」

がんばっています ②

指曲がり症ハマ務災害認定闘争に取りくむ

大阪市学校給食調理員労働組合

司会（安全センター）今日は、大

阪市学校給食調理員労働組合のみなさんに指曲がり症公務災害申請の取組などについて伺いたいと思います。まず学給労の紹介を委員長の方からお願ひします。

杉岡 最初はPTA雇用で賃金が学校毎にかなり違ったんです。それ

に健康保険もないし、ケガをしたときの補償もない、ということでき組合を作ろうということになって一九五〇年に結成。その後五八年に市の嘱託になり、六八年に市の中職員になりました。現在の組合員数は約千二百名、全員女性です。

司会 結成以降最も力を注いできた課題は何でしょう？

岡本 やはり定数闘争ですね。大阪市はかしこくて、定数を文部省基準以下に抑えてきたんです。

機械導入と「引きかえ」に
人員抑制の政策

司会 文部省の基準というと？

岡本 まず百食まで一人。三百食までで二人。五百食で三人。九百食まで四人。それ以上は五百食ふえる毎に一人となっています。大阪市は五百食で二人。九百食までで三人。一人当たり二五〇食の計算です。しかし実際には一人三五百食以上ありました。

杉岡 調理室はどこでも千食ぐらいを基準にして作ってあるんです。子供が増えると教室は作るんですけど、給食調理室はそのままです。

○食以上という学校もありました。ある小学校では最初一六〇人位だった生徒数が、二千四百になった時がありました。その時の調理員を入れるようになるから、どうして



大阪市学給労のみなさん

も一人当たりの食数が増える。

さつき大阪市はかしこいという話がありましたが、それはどんな意味でしょうか。

岡本 実は球根皮むき器と裁断器を

一番早く入れたのは大阪市なんです。人を雇うのと機械を入れるの



岡本 豊子書記長

とどっちが得か計算して機械を入れたんです、大阪市

杉岡 一九六二年には洗浄器が入っている。大阪だけでしたね。

司会 大阪市の場合一人当たりの食

数が多いということですが、市の言い分としては、機械を入れたんだから食数が少々多くなっても頑張ってやれということですか。

杉岡 そうですね。

司会 指曲がり症のことに移りたいと思います。今回申請した小山さん。まず自己紹介をお願いします。

小山 東淀川の豊新小学校に勤めています。勤めて二三年です。十年

前から豊新小学校に勤めています。

司会 肩や腕が痛くなり出したのは

いつ頃からですか。

赤く腫れ上がつて

夜も眠れない日々が・・

小山 入ってから五六年位してから肩や腕が痛くなりました。それ以来ずっと病院に通っています。

七、八年前に雑巾がしばれなくて手首の手術を受けました。

指がおかしくなったのは十年位前からです。指先の第一関節がイボのようにポコポコ出てきて、当

岡本 小山さんは一九七〇年の頃から痛くなってきたということですが、当時の資料を見ると、平均三八〇食位をそれぞれ担当していたことになります。

司会 文部省基準の約二倍ですね。

東尾 そう。だから、指曲がり症の問題が出た時には、私たちのことになります。



東尾佳津代執行委員

数をよむのにビンをつかむ時が特に痛くて、びんを落とすこともあります。夜はうずいて二時ごろに目が覚めることもあります。

司会 その時はどうするんですか。

小山 治療法がよく分からなかつたうすればよいか分からなかつたんです。病院にいつても指曲がり症という病名もなかつたから、電気治療や薬だけ。治るわけないで

すよね。指曲がり症だと分かってからその病院にいったら「テレビでやつてたな、大変なんやなあ」と言つてました。(笑)

司会 その時はどうするんですか。

司会 そうですね。学給労が長年取り組んできた定数問題と指曲がり

症の問題は相関関係があることが分かります。

杉岡 あの頃は、三〇キロの袋入り

のミルクを毎

日ポットでた

いていました

しね。昔はも

のを運ぶとい

えば三〇キロがふつうでした。そ

れが全部手の負担になる。今によ

うにワゴンもなかつたし。お湯も

釜で沸かして、手で運んで食器洗

つてたんです。桶でお湯を汲むだ

けでも大変ですよ。給湯器がはい

つたのはだいぶ最近です。

肉や鯨肉も大きなブロックで冷凍のカチンカチンでしたから切るのが一苦労。七七年頃からカット

したのが入るようになりましたが。小山 二〇年前ぐらいに入った人はみんな大変やったんです。

東尾 退職した人も指曲がり症の人

はたくさんいるんとちやうかな。

杉岡 この四月に二五年ほど働いて

がいました。本人は退職するから

と申請しませんでしたが。

退職者の会でも、私たちもそん

な取組みしてほしいわという声が

上がりました。もっと早く取り組

めればよかつたんですが・・・。

司会 では、もうひとりの被災者で

ある杉山さんのほうから。

杉山 水島中学校に勤めて七年にな

ります。私の職場にも私と同じ症

状の人が多くいます。申請し

たのは私だけですが。申請の前に

私は右手を三回手術しました。固

定したら痛くなりましたが、

そのかわり第一関節のところから

曲がらないんですよ。だから牛乳

の仕分けも指三本でやっています。

数える数は一二〇四になります。

東尾 そしたら三本の指に症状が出

るんとちやう?

杉山 出てきそう。

杉岡 早くやろうとすると、どうし

ても四本を一度に摑むようになる

わね。

司会 さきほどのお話をと全体で一

二〇四食ですね。

杉山 そうです。病気でみんながそ

ろわないときも多く、そんなとき

はたいへんです。

代わりにアルバイトをいれる制

度はありますが、運用上で難しい

面もあります。

大変なのはまぜごはんや焼飯才

ムライスの時。

しゃもじでまんべんなくま

ぜないといけないでしょ。

それをすると肩が上がらない



小山フミエさん（左）と杉山加代さん

も大変です。背の低い人はロースターに入れる時に火傷するんです。

うちの職場の人は前腕の内側がみんなズルズルになっています。職場の中で健康な人は誰もいませんね。

司会 岡山県美作町の指曲がり症の報告があつた時どう思いましたか。

岡本 七五年に合成洗剤が問題になつた時、催奇性があるという話があつたので、指曲がり症と聞いた時も「合洗が悪かったんかなあ」と思つたんですよ。

今から思うと合洗が問題になつた時にはもう指曲がり症が実際にあつたんだと思います。でも当時は手荒れがひどすぎて他の病気は想像できなかつたですね。爪のへりが赤くなつて、はがれる人もいました。

杉岡 合洗を使つている時も、指の第一関節のところが赤く腫れて夜中もうずいて眼れなかつた。症状

が指曲がり症とよく似てました。

司会 つまり、以前から指曲がり症はあつたけれど、合洗による手荒れがあんまりひどかつたからそれに隠れていたということですね。

指曲がり症は指の症状ですが、腰や肩が痛くて病院に通つてている人も多いでしょうね。

杉山 みんなじやないですか。

■ 指曲がり症を契機に ■ —— 新たな健診体制へ ——

司会 最近、奈良医大で頸肩腕障害腰痛の健診をやることになったと聞いているんですが、奈良医大に健診を実施するようになったと話を聞いていただけませんか。

岡本 四年前から大阪市環境保健局で希望者を対象に特殊健診をやっていますが、病名をつけるだけでどんな治療をすればいいのかも言つてくれず、受ける人もどんどん減つてきました。

これではいけない、わたしたち

の推薦の医療機関での健診を、と
いうことで、五年目になつてよう
やく奈良医大にお願いすることに
なつたんです。この八月から四百
人に別けて三年計画です。

司会 市教委は、地方公務員災害補償基金に対して「公務上と考える」との意見を出していると聞きましたが。

杉岡 市全体としてはそうでもないですね。基金支部長が大阪市長といふこともあります。市としても他の自治体の様子待ちというところのようです。大阪だけ独自に判断を出すわけにはいかないんでしょう。いずれにしろ長い闘いになります。公務災害ということになれば今の学校給食の根本的な見直しつながつてきますからね。

司会 今日はどうも貴重なお話をありがとうございました。

六月の新聞記事から

六・一 ミサワホーム技術研修所で、研修生二十九人が建物の強度を確認するため建物の屋根に上ったところ、屋根が折れ全員が屋根ごと下に落ち、十人がけが（静岡）

六・二 高等職業訓練校の鋳造実習室で、アルミの溶解炉が爆発、溶けたアルミが飛散し訓練生二十三人と指導員二人の計二十五人がやけど（三重）

六・九 新日鐵広畠製鉄所で、下請け作業員がフオクリフトと製品の間にはさまれ死亡（姫路）

六・一 調味料製造業の作業場で、しょうゆ貯蔵タンクの中を洗浄中の従業員が、酸欠で倒れ重体（東大阪）

六・一四 ゴミ収集中の市職員が、トラックにはねられ死亡（豊中）

■センターで取り扱っています！

指曲がり症

——調理員の新しい職業病 その対策と治療

中桐伸五・甲田茂樹・齊藤議 共著

八〇頁 定価 五〇〇円

◆目次 「指曲がり症」の発見

「指曲がり症」は職業病だ なぜ起こる「指曲がり症」 多発する「指曲がり症」 「指曲がり症」の治療について どうすれば予防できるか 「指曲がり症」を発生させない運動を

六・一五

日本原電敦賀原発一号機の昨年秋から今年春にかけての定検中の労働者被曝が、前回定検時の二倍に、また、東電福島第二原発でも昨年度の労働者被曝線量が前年に比べ二倍に、どちらも社員より下請け労働者の被曝が急増

六・二〇

上流部の一時的豪雨で増水し、あふれた濁流が関西電力のケーブル敷設工事用立て坑に一気に流れ込み、地底部で作業中の下請け作業員が死亡（東大阪）

大阪市のゴミ焼却工場新築現場で、電気收じん機のパネル取り付け中に、作業員が十五㍍下に落下、即死（大阪）

六・二七 「国際花と緑の博覧会」会場の通路工事現場で、土砂止めのため地面にうちこんであった鋼板が次々と倒れ、作業員一人が即死（大阪）

昭和50年10月29日 第二種郵便物認可

「関西労災職業病」

7月号(通巻176号) 89年7月10日発行

(毎月一回10日発行)

関西労災職業病 定期購読について

部数	年間購読料(送料含む)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円
5部以上	100円×部数×12ヶ月

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で、原則として郵送による購読をお願いしています。料金は左記の通りで、5部以上は送料を当センターで負担します。

お申し込みは、郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合

は住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書などでお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪6-315742 ◆大阪労働金庫 梅田支店 95721

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 ☎(06)538 0148

関西労働者安全センター

古書 & レンタルコミック

時代屋

大阪市此花区伝法4丁目2番39号



☎ (06)465 5441 2階 此花労働者センター

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127

大阪市北区天満橋3-5-28